参考- 1 主要交通安全施策年表

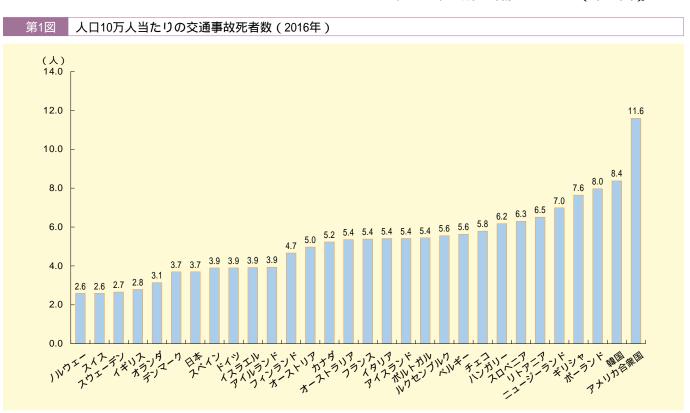
年月日	主 要 施 策
昭和30. 5.20	内閣に交通事故防止対策本部を設置
35.12.16	内閣の交通事故防止対策本部を解消
00.12.10	総理府に交通対策本部を設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
36. 8. 9	「都道府県交通対策協議会等の設置について」を交通対策本部決定
40. 5.19	<u> </u>
40.10.14	「時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
42. 2.13	「学童園児の交通事故防止の徹底に関する当面の具体的対策について」を交通対策本部決定
42. 4. 6	「踏切事故防止対策強化について」を交通対策本部決定
42. 4.17	「トンネル等における自動車の火災事故防止に関する具体的対策について」を交通対策本部決定
44. 5. 8	「ドライブイン等における酒類提供の抑制について」を交通対策本部決定
44. 6.19	「高速自動車国道における交通安全対策の強化について」を交通対策本部決定
45. 4.16	「こどもの遊び場確保のための当面の措置についての申し合わせ」交通対策本部申合せ
45. 6. 1	「飲酒運転の追放について」を交通対策本部決定
45. 8.14	いた。 「こどもの遊び場確保のための車両の通行禁止規制についての申し合わせ」関係省庁申合せ
45. 9.14	「東京都の都心部等における交通規制の強化と輸送体系の整備等について」を交通対策本部決定
46. 3.30	「第1次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
47. 4. 5	「幼児の交通安全対策について」を中央交通安全対策会議決定
47. 9.28	「行楽・観光地に通ずる山間地の道路における交通事故防止対策について」を関係省庁申合せ
47.11.10	「大型貨物自動車に係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
48. 5. 5	「『幼児交通安全教本』について」を中央交通安全対策会議決定
48. 7.25	「自転車の安全な利用のための道路交通環境の整備等について」を関係省庁申合せ
49. 3. 6	「名古屋地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
50. 1.21	「レジャー施設への送迎用パスに係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
51. 3. 3	「福岡地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
51. 3.30	「第2次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
52. 7.30	「道路又は鉄道への落石等による交通事故の防止対策について」関係省庁申合せ
53. 1.23	「自転車駐車対策の推進について」を交通対策本部決定
53. 7. 4	「自転車駐車対策推進計画の策定について」を総理府通達
54. 7.25	「トンネルにおける自動車の火災事故防止等に関する当面の措置について」を関係省庁申合せ
54.12.20	「トンネル等における自動車の火災事故防止対策について」を交通対策本部決定
55. 9.24	「暴走族に対する総合対策の推進について」を暴走族緊急対策関係省庁会議申合せ
56. 3.31	「第3次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
56. 8.29	「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」を関係省庁申合せ
58. 5.20	「仙台地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
59. 2.13	「過積載防止対策連絡会議の設置等について」を総理府通達
60. 1.31	「レジャー客輸送バスに係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
60. 7. 1	「シートベルト着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定
60. 7.25	「シートベルト着用徹底のための諸活動の推進について」をシートベルト着用推進会議決定
61. 3.19	「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」を関係省庁申合せ
61. 3.28	「第 4 次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
63. 7.28	「大都市における道路交通円滑化対策について」を交通対策本部決定
63. 9. 9	「高齢者の交通安全総合対策について」を交通対策本部決定
63. 9.27	「高齢者交通安全対策推進会議の設置について」を交通対策本部長決定
平成元. 7.11	「二輪車の事故防止に関する総合対策について」を交通対策本部決定(「バイクの日(8月19日)」)を制定
元. 8.15 2. 2.13	「二輪車交通安全対策推進会議の設置について」を交通対策本部長決定
2. 5.28	「高齢者交通安全教育指導指針」を高齢者交通安全対策推進会議決定 「大都市における駐車対策の推進について」を交通対策本部申合せ
3. 3.12	「第5次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
1	「今後の高齢者の交通安全対策の推進について」を高齢者交通安全対策推進会議決定
4. 9.10 6. 4. 8	「過積載による違法運行の防止対策について」を関係省庁申合せ
7. 3.23	「広島地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部幹事申合せ
8. 3.12	「第6次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
11.10.21	イン バスペス 上 マード スペース エイバネル にんじょう アイルドシート 着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定
	「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議の設置について」を交通が策本部長決定
12.12.26	「中央交通安全対策会議の対策推進機能の強化について」を中央交通安全対策会議決定
13. 2. 5	「暴走族対策の強化について」を暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ
13. 3.16	「時差通勤通学推進計画」を交通対策本部長決定
	「第7次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
13. 4.19	「踏切事故防止総合対策について」を交通対策本部決定
15. 3.27	「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」を交通対策本部決定
18. 3.14	「第8次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
18. 9.15	「飲酒運転の根絶について」を交通対策本部決定
19. 7.10	「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」を交通対策本部決定
	「自転車の安全利用の促進について」を交通対策本部決定
	「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定
20. 1.11	「『交通事故死ゼロを目指す日』の実施について」を交通対策本部決定
23. 3.31	「第9次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
28. 3.11	「第10次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
28.11.24	「高齢運転者の交通事故防止対策の推進について」を交通対策本部決定
28.11.24	「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置について」を交通対策本部長決定
29. 7. 7	「高齢運転者による交通事故防止対策について」を交通対策本部決定

参考-2 欧米諸国の交通事故発生状況

国際道路交通事故データベース(IRTAD)がデータを有する30か国について,人口10万人当たりの死者数を比較すると,我が国は3.7人(2016年)であり,第7位に位置している(第1図)。

1 概況

主な欧米諸国(アメリカ,ドイツ,イギリス及びフランス)の交通事故死者の推移をみると,ドイツ,イギリス及びフランスは,ドイツの統一前後の一時的増加を除き,おおむね減少傾向にある。アメリカは,2006年より減少傾向が続いていたが,2015年,2016年と2年連続で増加している(第2図)。



- 注 1 IRTAD資料による。
 - 2 数値は全て30日以内死者(事故発生から30日以内に亡くなった人)のデータを基に算出されている。
 - 3 イスラエルの人口は2015年の数値を用いている。

第1表 人口10万人当たりの交通事故死者数上位国(2016年)

国 名	10万人当たり	人口	5± %h		通	去5カ年の推	8	
国名	死者数	(千人)	死者数	2016	2015	2014	2013	2012
ノルウェー	2.6	5,211	168	2.6	2.3	2.9	3.7	2.9
スイス	2.6	8,327	216	2.6	3.1	3	3.3	4.3
スウェーデン	2.7	9,851	270	2.7	2.7	2.8	2.7	3
イギリス	2.8	66,563	1,860	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8
オランダ	3.1	16,979	644	3.1	3.1	2.8	2.8	3.4
デンマーク	3.7	5,707	211	3.7	3.1	3.2	3.4	3
日本	3.7	126,937	4,698	3.7	3.8	3.8	4	4.1
スペイン	3.9	46,446	1,810	3.9	3.6	3.6	3.6	4.1
ドイツ	3.9	82,176	3,206	3.9	4.3	4.2	4.1	4.4
イスラエル	3.9	8,463	352	3.9	3.8	3.4	3.4	4.4

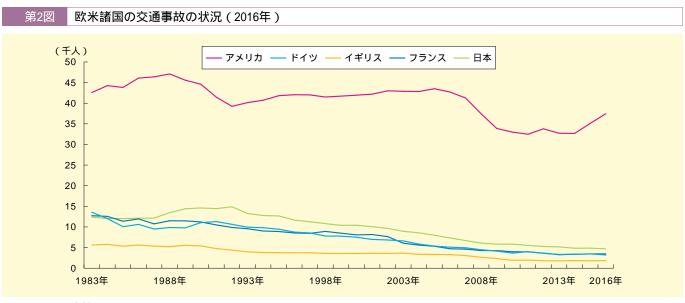
- 注 1 IRTAD資料による。
 - 2 数値は全て30日以内死者(事故発生から30日以内に亡くなった人)のデータを基に算出されている。
 - 3 イスラエルの人口は2015年の数値である。

欧米諸国の交通事故の状況(2016年)

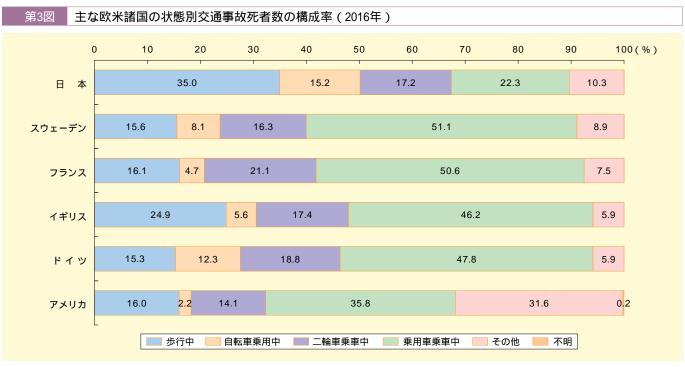
事耳	頁		アメリカ		カナダ	オーストラリア	ドイツ		イギリス
人身事故件数		(15)	1,747,560		117,454		308,145		142,846
死者数			37,461		1,898	1,296	3,206		1,860
負傷者数		(15)	2,443,369		182,111		396,666		189,115
状態別 死者数	步行中		5,987		338	182	490		463
	自転車		840		44	29	393		105
	二輪車		5,286		214	251	604		324
	乗用車		13,412		943	606	1,531		859
	その他		11,855		352	228	188		109
	不 明		81		7	0	0		0
年齢層別 死者数	~ 14		1,233		65	42	66		64
	15 ~ 24		6,989		323	249	518		337
	25 ~ 64		22,356		1,052	738	1,570		1,002
	65 ~		6,764		446	267	1,049		457
	不 明		119		12	0	3		0
年齢層別 負傷者数	~ 14	(11)	171,007	(13)	8,796		(12) 29,248	(12)	16,388
	15 ~ 24	(11)	549,145	(13)	35,523		(12) 90,429	(12)	50,102
	25 ~ 64	(11)	1,311,695	(13)	99,970		(12) 220,298	(12)	116,493
	65 ~	(11)	185,115	(13)	16,082		(12) 43,887	(12)	16,721
	不 明	(11)	0	(13)	4,122		(12) 516	(12)	3,227
人口(千人)			323,128		36,258	24,211	82,176		66,563
自動車保有台数(4輪	車・千台)		279,354		23,554	17,474	49,557		36,367
道路延長(km)			6,662,858		1,304,100	(15) 873,573	(09) 688,243		422,638
自動車走行キロ(億キ	-口)		50,758	(80)	3,273	2,483	7,475	(97)	4,607
運転免許保有者数(千	-人)		221,712		25,580	10,894			47,515
人口1人当たり自動車保	有台数(台)		0.86		0.65	0.72	0.60		0.55
人口千人当たり道路延	E長(km)		20.62		35.97	(15) 36.73	(09) 8.39		6.35
人口10万人当たり死者	数(人)		11.59		5.24	5.35	3.90		2.79
自動車1万台当たり列	者数(人)		1.34		0.81	0.74	0.65		0.51
自動車走行1億キロメートル当力	とり死者数(人)		0.73		0.51	0.52	0.42	(14)	0.36

事	項		フランス	スウェーデン		イタリア	オランダ		日本
人身事故件数			57,522	14,051		175,791	18,749		499,201
死者数			3,477	270		3,283	533		4,698
負傷者数			72,645	18,663		249,175	(09) 22,221		618,059
状態別 死者数	步行中		559	42		570	44		1,644
	自転車		162	22		275	132		712
	二輪車		734	44		773	64		810
	乗用車		1,760	138		1,470	225		1,046
	その他		262	24		195	62		486
	不 明		0	0		0	6		0
年齢層別 死者数	~ 14		108	6		49	12		82
	15 ~ 24		693	37		418	84		396
	25 ~ 64		1,790	138		1,737	238		1,575
	65 ~		886	89		1,045	198		2,645
	不 明		0	0		34	1		0
年齢層別 負傷者数	~ 14	(12)	5,661	(12) 1,345	(12)	12,023	(09) 1,616	(13)	48,882
	15 ~ 24	(12)	20,204	(12) 6,078	(12)	53,941	(09) 6,773	(13)	123,385
	25 ~ 64	(12)	42,978	(12) 13,037	(12)	165,123	(09) 11,295	(13)	497,598
	65 ~	(12)	7,003	(12) 2,196	(12)	27,902	(09) 2,422	(13)	110,850
	不 明	(12)	5	(12) 169	(12)	7,875	(09) 115	(13)	0
人口(千人)			64,605	9,851		60,666	16,979		126,937
自動車保有台数(4輔	論車・千台)		38,888	5,398		42,863	9,073		75,885
道路延長(km)		(15)	1,088,747	140,880	(92)	305,388	139,124		1,222,319
自動車走行キロ(億	キロ)		5,857	819			1,326	(15)	4,896
運転免許保有者数(千人)	(80)	40,300	6,449		38,772	10,894		82,206
人口1人当たり自動車	保有台数(台)		0.60	0.55		0.71	0.53		0.60
人口千人当たり道路	延長 (km)	(15)	16.94	14.30	(92)	5.38	8.19		9.63
人口10万人当たり死	者数(人)		5.38	2.74		5.41	3.14		3.70
自動車1万台当たり	死者数(人)		0.89	0.50		0.77	0.59		0.62
自動車走行1億キロメートル当	たり死者数(人)		0.58	0.33			0.40		0.64

- 注 1 IRTAD資料による。 2 数値の左の()は2016年以外の調査年次を表し、「...」は1985年まで遡ってもデータのないものを表す。 3 状態別死者数中「乗用車」にはバス、ミニバスを含み、「その他」には貨物、特殊、路面電車、軽車両を含む。
 - 4 死者数の定義は事故発生後30日以内の死者である。



- 注 1 IRTAD資料による。
 - 2 ドイツの値は,1990年までは旧西ドイツと旧東ドイツを合算したもの。
 - 3 死者数の定義は事故発生後30日以内の死者である。 ただし,フランスの2004年以前の数値及び日本の1992年以前の数値は,30日死者換算数。



- 注 1 IRTAD資料による。
 - 2 数値は状態別構成率

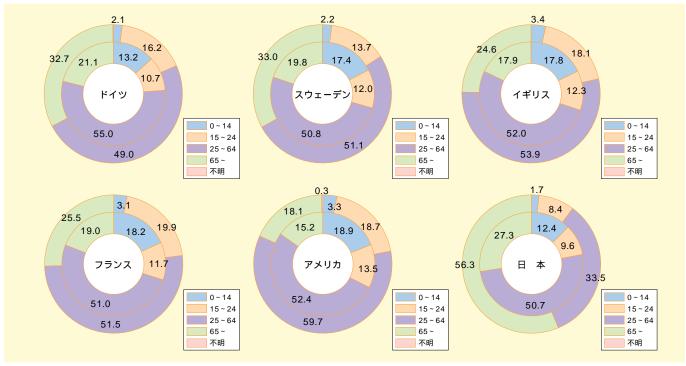
2 自動車の普及の状況

我が国と欧米諸国の自動車の普及状況をみると,人口1人当たりの自動車保有台数は,アメリカが最も多く,オーストラリアが続いている(第2表)。

3 自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車走行1億キロメートル当たり交通事故死者数の状況

我が国と欧米諸国の自動車1万台当たりの交通 事故死者数の状況をみると,アメリカが1.34人と 最も多く,我が国はアメリカの半分程度(0.62人)





- 注 1 IRTAD資料による。
 - 2 数値は構成率(%)
 - 3 内円は人口,外円は交通事故死者数

となっている。また,自動車走行1億キロメートル当たりの交通事故死者数についてみると,アメリカが0.73人と最も多く,日本,フランス,オーストラリアの順となっている(第2表)。

4 状態別交通事故死者数の状況

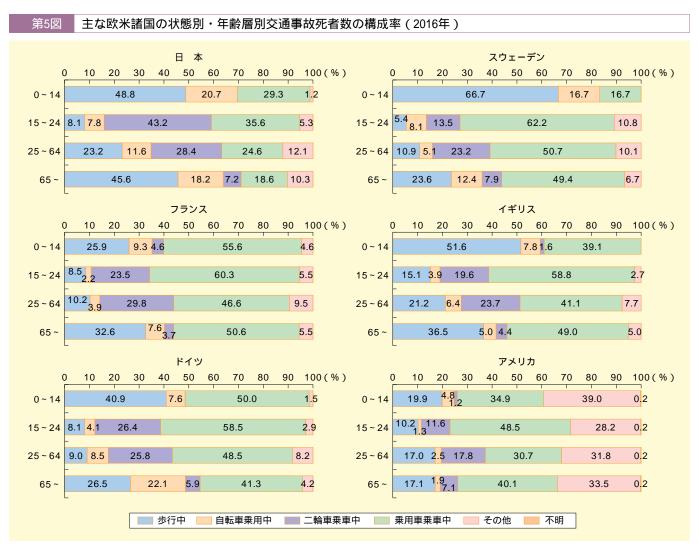
我が国と主な欧米諸国(アメリカ,ドイツ,イギリス,フランス及びスウェーデン)の状態別交通事故死者数の状況をみると,我が国は乗用車乗車中の死者数の構成率が低く,歩行中及び自転車乗車中の死者数の構成率が高い。一方,スウェーデン,フランス,ドイツ及びイギリスは,乗用車乗車中の死者数の構成率が高い。また,アメリカは,欧州各国と比較して,乗用車乗車中の死者数の構成率が低い(第3図)。

5 年齢層別交通事故死者数の状況

我が国と主な欧米諸国(アメリカ,ドイツ,イギリス,フランス及びスウェーデン)の年齢層別交通事故死者数の状況をみると,主な欧米諸国では,15~24歳の年齢層の死者数の構成率が我が国よりも高く,人口構成率を上回っている。我が国は,65歳以上の年齢層の死者数の構成率が際立って高い(第4図)。

6 状態別・年齢層別交通事故死者数の状況

我が国と主な欧米諸国(アメリカ,ドイツ,イギリス,フランス及びスウェーデン)の状態別・年齢層別交通事故死者数の状況をみると,我が国は,歩行中については65歳以上の構成率が主な欧米諸国に比べて高く,二輪車については15歳~24歳の構成率が主な欧米諸国に比べて高い(第5図)



注 1 IRTAD資料による。

2 数値は状態別構成率

参考-3 道路交通事故交通統計24時間死者,30日以内死者及び 30日死者の状況の比較

警察庁では,交通事故発生後24時間以内に死亡した者(24時間死者)の数について昭和21年から集計しているが,国際的な比較を行うため,交通事故発生から30日以内に死亡する者(30日以内死者)の統計が必要となったことから,平成5年からは,24時間死者に交通事故発生から24時間経過後30日以内に死亡した者(30日死者)を加えた「30日以内死者」の集計を行っている。

1 24時間死者数と30日以内死者数の比較 30日以内死者数は4,431人で,昨年より減少 した。

30日以内死者数に占める24時間死者数の割合をみると,近年は,横ばいで推移している(第1表)

30日以内死者数を交通事故発生から死亡までの経過日数別(発生日を初日とし計算)にみると,交通事故発生から24時間以内に死亡した者が全体の83.4%(3,694人)を占めている。その後は,4日以内で全体の約9割を占め(3,969人,累積構成率89.6%),10日以内で累積構成率は95.3%(4,223人)に達している(第1図)。

2 30日死者数の特徴(単年) 年齢層別の状況と特徴 30日死者の年齢層別の構成率についてみると, 65歳以上(65.9%)の占める割合が24時間死者(65歳以上,54.7%)に比べ高い割合を示している(第2図)。

また,平成19年から28年の推移をみると,29年と同様の傾向を示している(第3図)。

状態別の状況と特徴

30日死者の状態別の構成率についてみると,自 転車乗用中(26.7%)の占める割合が24時間死者 (自転車乗用中,13.0%)に比べ高い割合を示し ている。一方,自動車乗車中(22.0%)の占める 割合は24時間死者(自動車乗車中,33.1%)に比 べ低い割合を示している(第4図,第2表)。

また,平成19年から28年の推移をみると,29年と同様の傾向を示している(第5図)。

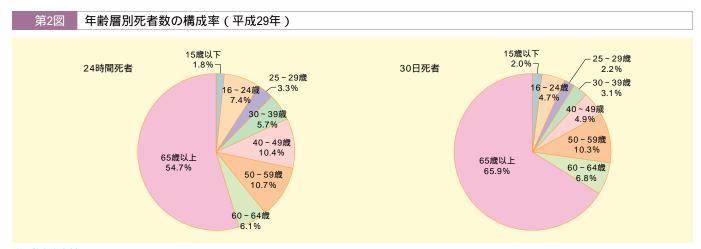
損傷主部位別の状況と特徴

30日死者の損傷主部位別の構成率についてみると,頭部(65.9%)の占める割合が24時間死者(頭部,42.0%)に比べ高い割合を示している。一方,胸部(5.6%)の占める割合は24時間死者(胸部,26.1%)に比べ低い割合を示している(第6図)。

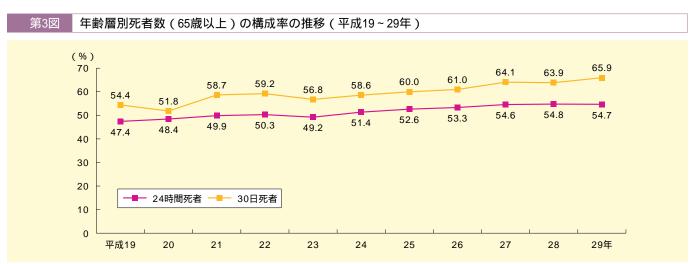
また,平成19年から28年の推移をみると,29年と同様の傾向を示している(第7図)。



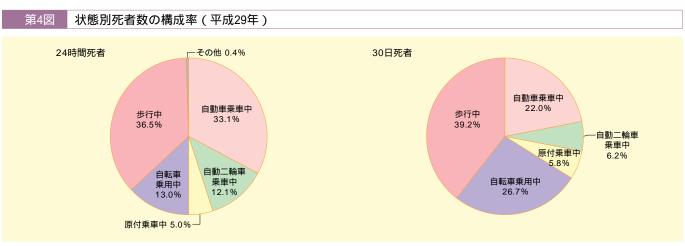
注 警察庁資料による。



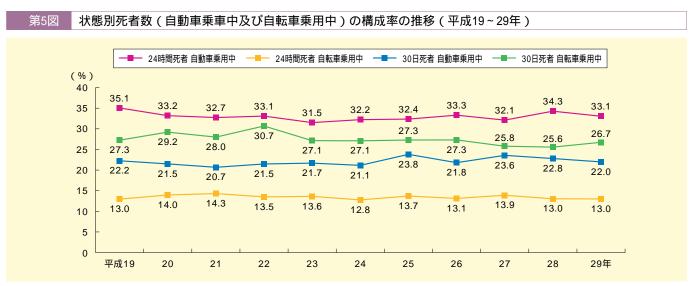
注 警察庁資料による。



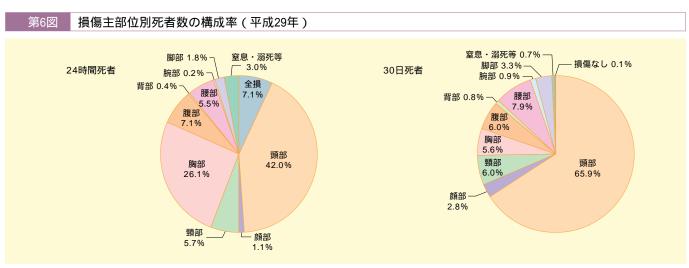
注 警察庁資料による。



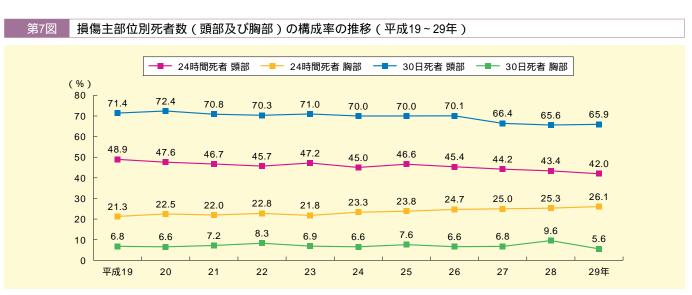
注 警察庁資料による。



注 警察庁資料による。



注 警察庁資料による。



注 警察庁資料による。

第1表 24時間死者と30日以内死者の推移

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
24時間死者 (A)	5,796	5,209	4,979	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694
30日以内死者 (B)	6,695	6,079	5,840	5,828	5,535	5,261	5,165	4,838	4,885	4,698	4,431
差数	899	870	861	880	844	823	777	725	768	794	737
(A)/(B)	86.6%	85.7%	85.3%	84.9%	84.8%	84.4%	85.0%	85.0%	84.3%	83.1%	83.4%

注 警察庁資料による。

第2表 年齢層別・状態別にみた24時間死者数と30日死者数の比較(平成29年)

状態		1			30日死者		
		人	(a)構成率(%)	人	(b)構成率(%)	(a) - (b)	
'	自動車乗車中	22	32.8	3	20.0	12.8	
	自動二輪車乗車中	3	4.5	0	0.0	4.5	
15	原付自転車乗車中	0	0.0	0	0.0	0.0	
15 歳 以 下	自転車乗用中	13	19.4	6	40.0	- 20.6	
下	歩 行 中	28	41.8	6	40.0	1.8	
-	そ の 他	1	1.5	0	0.0	1.5	
	小 計	67	100.0	15	100.0	-	
	自動車乗車中	107	39.2	13	37.1	2.1	
	自動二輪車乗車中	92	33.7	11	31.4	2.3	
1,6	原付自転車乗車中	23	8.4	3	8.6	- 0.1	
24	自転車乗用中	19	7.0	5	14.3	- 7.3	
	歩 行 中	32	11.7	3	8.6	3.2	
L	その他	0	0.0	0	0.0	0.0	
	小 計	273	100.0	35	100.0	-	
	自動車乗車中	513	38.5	41	20.4	18.1	
	自動二輪車乗車中	305	22.9	26	12.9	9.9	
25	原付自転車乗車中	73	5.5	11	5.5	0.0	
64	自転車乗用中	122	9.1	63	31.3	- 22.2	
	歩 行 中	315	23.6	60	29.9	- 6.2	
-	そ の 他	6	0.4	0	0.0	0.4	
	小 計	1,334	100.0	201	100.0	-	
	自動車乗車中	579	28.7	105	21.6	7.1	
	自動二輪車乗車中	48	2.4	9	1.9	0.5	
65	原付自転車乗車中	88	4.4	29	6.0	- 1.6	
65	自転車乗用中	326	16.1	123	25.3	- 9.2	
Ë _i	歩 行 中	972	48.1	220	45.3	2.9	
-	そ の 他	7	0.3	0	0.0	0.3	
	小 計	2,020	100.0	486	100.0	-	
	自動車乗車中	1,221	33.1	162	22.0	11.1	
	自動二輪車乗車中	448	12.1	46	6.2	5.9	
合	原付自転車乗車中	184	5.0	43	5.8	- 0.9	
1 11	自転車乗用中	480	13.0	197	26.7	- 13.7	
計	歩 行 中	1,347	36.5	289	39.2	- 2.7	
-	そ の 他	14	0.4	0	0.0	0.4	
	小 計	3,694	100.0	737	100.0	-	

注 警察庁資料による。

参考-4 「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」(平成15年3月27日 交通対策本部決定)の推進状況(平成30年3月)

 高齢歩行者,高齢自転車利用者等の交通安全 対策

ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境 等の整備

【道路交通環境の整備】

死傷事故発生割合が高い地区等において,歩行者等の安全な通行を確保するため,都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じた。具体的には,歩車分離式信号の運用,バリアフリー対応型信号機の整備,信号灯器のLED化,道路標識の大型化・高輝度化・自発光化,道路標示の高輝度化,歩道の段差・傾斜・勾配の改善,自転車道等の設置,歩行者等を優先する道路構造の整備を推進している。また,冬季バリアフリー対策についても行う。

【地域活性化事業の推進】

地方単独事業として実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに対して,地域活性化事業 債の対象としている。

車両安全対策による歩行者保護等

【歩行者保護基準の導入・安全情報提供(平成 15年度~)】

自動車と衝突した歩行者の死亡事故数を低減させるため,自動車のボンネット部の歩行者保護性能に関する基準を平成17年9月より適用した。さらに,重傷事故数を減少させるため,自動車のバンパー部の歩行者保護性能に関する基準を25年4月から適用した。

また,自動車アセスメントにおいて,自動車のボンネット部の歩行者保護性能及びバンパー部の歩行者保護性能に係る評価試験を実施し,ユーザーへの情報提供を行っている。

【通信を活用した先進安全自動車の開発の促進 (平成13年度~)】

事故防止を目的として,情報交換型運転支援システム(通信を活用した歩行者・車間,車・車間

等の情報交換によりドライバーの運転を支援する システム)の開発を促進する。

【 ノンステップバス認定制度の創設(平成13年度~)】

高齢者,障害者にとって安全でかつ利用しやすい「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を平成15年3月に策定した。これを踏まえて16年1月に標準仕様を満たすノンステップバスを認定する「標準仕様ノンステップバスの認定制度」を創設するとともに,一層の移動利便性等の向上のため高齢者等により優しい車両とするべく,27年7月にノンステップバスの標準仕様の改正を行った。

【公共交通移動円滑化設備整備費補助金(平成 12年度~22年度)】

【地域公共交通確保維持改善事業

(平成23年度~)】

高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に基づき,高齢者等が公共交通機関を利用しやすくするため,ノンステップバス等の導入に対して補助を行うことによりバリアフリー社会の実現を図る。

交通安全教育及び広報啓発の徹底

【政府広報による働きかけ】

テレビ,ラジオ,新聞,雑誌,インターネット 等の各種媒体の政府広報を通じて高齢者に対して 交通事故実態,身体機能の変化,反射材用品等の 効果など,交通事故防止に役立つアドバイス・情 報の提供を行っている。

【高齢者に対する交通安全教育の推進】

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響、交通ルール等の理解を促すため、高齢者の事故実態の調査分析等に基づき、各種教育資機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進している。

【高齢者に対する広報啓発及び交通事故防止の ワンポイントアドバイスの推進】

地域の実情に応じて,交通安全教育及び講習等を受ける機会が少ない高齢者に対し,平素から高齢者と接する機会の多い民生委員等の福祉関係者を始め,地域の関係機関・団体等と連携した広報啓発活動や,医療施設や福祉施設等,高齢者が多数来訪する場における交通事故防止のワンポイントアドバイス等の交通安全指導を推進している。

【自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進】

自転車利用者の交通ルール遵守及び交通マナーの向上を促進するため,関係機関・団体と連携して,交通対策本部で示された「自転車安全利用五則」等を活用し,自転車の通行ルール周知やヘルメット着用促進のための各種広報啓発活動,高齢者等を対象とした自転車教室の開催等の交通安全教育を推進するほか,自転車運転講習制度を適正に運用し,危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進している。

5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催,警察庁等後援)や全国交通安全運動等において,自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを全国的に展開している。

春の全国交通安全運動の実施に当たり作成し, 全国に配布するチラシに「自転車安全利用五則」 を掲載し,自転車の通行ルール周知のための広報 啓発活動を推進している。

薄暮時から夜間における交通安全対策 【反射材用品等の普及促進】

交通安全教育,広報等を通じて,薄暮時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るとともに,反射材用品等の視認効果,使用方法等について理解を深めるため,参加・体験・実践型の交通安全教育や関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進している。

【前照灯の早期点灯等の促進】

都道府県等を通じて薄暮時における前照灯の早

期点灯の促進,夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用の励行を図っている。

【道路標識の高輝度化等の推進】

道路標識の大型化・高輝度化・自発光化及び道路標示の高輝度化を推進している。

電動車椅子の安全対策

【電動車椅子の安全利用の推進】

電動車椅子の製造メーカー等で組織される電動車いす安全普及協会等と連携して,電動車椅子の安全利用に関する手引きやDVDを作成するとともに,高齢者等の利用者を対象とした参加・体験・実践型の教育手法を用いた講習会等を開催するなどし 継続的な交通安全教育の促進に努めている。今後も,同協会等との連携を密にして,電動車椅子に係る交通安全対策を推進する。

2 高齢運転者の交通安全対策 高齢運転者に対する講習等の充実 【高齢者講習(平成10年度~)】

運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の高齢運転者に,実際に自動車等の運転をしてもらうことや運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより,運転に必要な適性に関する調査を行い,受講者に自らの身体的な機能の変化を自覚してもらうとともに,その結果に基づいて助言・指導を行っている。

また,道路交通法の一部を改正する法律(平27法40,以下「改正道路交通法」という。)の施行に合わせて,認知機能検査で認知症のおそれがある又は認知機能が低下しているおそれがあると判定された者に対しては,ドライブレコーダー等で録画された受講者の運転状況の映像を用いた個人指導を講習内容に含むこととし,講習時間を3時間として高度化を図っている。

【認知機能検査(平成21年度~)】

運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の適正な実施と,検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施を図っている。

また,改正道路交通法の施行により,認知機能 検査で認知症のおそれがあると判定された者等に ついては,医師の診断を受けることとなり,その 結果 認知症であることが判明した者については, 運転免許の取消し等の行政処分を行っている。

【臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等】

改正道路交通法の施行により,一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査の導入,同検査で認知機能の低下が自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがあると判断された者に対する臨時高齢者講習が導入され,適切な運用を図っている。

【運転適性相談】

運転免許センター等に設置されている運転適性 相談窓口において,高齢運転者の交通事故防止対 策という観点から,高齢運転者及びその家族等から相談を受け付け,加齢に伴う身体機能の低下を 踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や, 自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施 策の教示を行うなど,それぞれの高齢者の特性等 に応じたきめ細かな対策を講じている。

【高齢者安全運転推進協力者の養成】

高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)など,地域の高齢者に影響力のある者を対象にした参加・体験・実践型の講習会を開催し,高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力向上等を図り,継続的な推進協力者を養成することにより,地域における高齢者安全運転の普及を図っている。

【事業用自動車の高齢運転者に対する特別な指導(平成13年度~)】

独立行政法人自動車事故対策機構等において, 高齢運転者に対して義務付けられている適性診断 を実施するとともに,自動車運送事業者に対し, 適性診断の結果を踏まえた,個々の運転者の加齢 に伴う身体機能の変化の程度に応じたバス,タク シー及びトラックの安全な運転方法等に関する適 切な指導・監督の実施について指導する。

他の世代の運転者に対する働きかけ 【政府広報による働きかけ】

テレビ,ラジオ,新聞,雑誌,インターネット 等の各種媒体の政府広報を通じて他の世代に対し て,高齢者の身体機能の変化を理解させ,思いや りのある運転をさせるように働きかける。

【高齢運転者標識の普及】

高齢者以外の運転者が,高齢者の身体機能の変化に理解を深め,思いやりのある運転をすることが重要であることから,高齢運転者標識を表示した自動車に対する配慮についての他の年齢層への運転者教育に努めるなど,高齢運転者標識の普及を図っている。

道路交通環境の整備等

【道路交通環境の整備】

付加車線(ゆずりあい車線)の整備,道路照明の設置,道路標識の大型化・高輝度化,自発光化, 道路標示の高輝度化,信号灯器のLED化等を行うほか,「道の駅」等簡易パーキングエリアの整備等を推進している。

【高齢運転者等専用駐車区間制度の運用】

身体機能の低下が,運転に影響を与えるおそれがある高齢運転者等を支援するための高齢運転者等専用駐車区間制度を運用することにより,高齢運転者等が安全かつ快適に運転することができる道路交通環境を提供し,交通事故の防止を図っている。

高齢者を考慮した車両安全対策

【本格的な高齢化社会の到来に向けた車両安全 対策総合プラン(平成16年度~)】

高齢者に重点をおいた車両安全対策を推進する ため,事故実態調査及び行動分析を行うとともに, 高齢者の知覚向上等を図る新技術の開発を促進する。 3 市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者 保護の強化

地域社会における交通安全対策

【参加・体験・実践型の交通ボランティアの養成】 地域社会において様々な交通安全活動を行っている交通指導員(シルバーリーダーを含む。)や 交通ボランティア等の現場活動を強化することを 目的として,知識・技能レベルや指導力の向上及 び士気の高揚を図るため,参加・体験・実践型交 通安全教育の実施や講習会等を開催している。

【地域交通安全活動推進委員の活動】

地域交通安全活動推進委員の活動に「高齢者, 障害者その他その通行に支障のある者の通行の安 全を確保するための方法について住民の理解を深 めるための運動の推進」を掲げ,高齢者等の通行 の安全を確保するための啓発活動の推進を図って いる。 交通指導員,交通ボランティアの資質向上と活性化

【参加・体験・実践型の交通ボランティアの養成】

3 の事業内容と同様

【高齢者安全運転推進協力者の養成】

2 の事業内容と同様

学校における交通安全対策

【学校における交通安全対策の推進】

文部科学省から通知を発出し,児童生徒の交通 安全に対する関心や意識を高めるのみならず,児 童生徒に対し,高齢者等の交通事故の被害者とな ることが多い年齢層の交通行動の特性について理 解させるとともに,高齢者と児童生徒の世代間交 流等を通じて交通安全教育を推進するよう,各教 育委員会等を通じて各学校を指導している。

参考- 5 平成29年度交通安全ファミリー作文コンクールの最優秀作

小学生の部 最優秀作 内閣総理大臣賞

シートベルトはお母さんの手

茨城県八千代町立中結城小学校

3年 上野 結菜

今日は,お母さんと二人でおでかけ,わたしは朝からウキウキしていました。車にのるとかならずお母さんが,「シートベルト,オッケー?」と,かくにんをしてきます。だから,わたしはシートベルトをつけると,「オッケー!」と,へん事をします。でも,わたしは心の中で動きづらいし,つけるのめんどうだなと,思っていました。

出発して少しすると、「あっ。あぶない。」「キキーッ。」と急ブレーキをかけました。わたしたちの前を走っていた車が、とつぜん止まったからです。わたしは、シートベルトをきちんとつけていたけれど、前のめりにたおれそうになりました。その時、わたしは、こわい!!たおれる!!と思いました。

でも、きがつくとどこもいたくありませんでした。シートベルトをつけていたのはもちろん、運転せきからお母さんの手がのびていてわたしの体を守ってくれていました。「だいじょうぶだった。」お母さんは心ぱいしてくれました。「だいじょうぶだよ。びっくりした。」「シートベルトをしていてよかったね。」わたしは、心から本とうにそう思って、「うん。」とうなずきました。

この日から,わたしのシートベルトにたいする気もちが大きくかわりました。シートベルトは,命を守ってくれる大切なものなんだ,だから,きちんとつけなきゃいけないと強く思いました。

そして,シートベルトといっしょにわたしを 守ってくれたお母さんの手。お母さんは,きけん な時,いつも一番にわたしのことを守ってくれま す。シートベルトは,車にのっている人の命をき けんから守るためにつけます。シートベルトは, お母さんの手と同じなんだと感じました。そう思 うと,シートベルトをつけるたびに,ぎゅっとだ きしめられているような気持ちになり,つけることがなんだかうれしくなるようになりました。

今日も,家ぞくみんなでおでかけです。出発する前に,「お母さん,シートベルトつけた?」「つけたよ。」「お父さんオッケー?」「オッケー。」「わたしもオッケー。」と,今では,わたしがお母さんよりも先にかくにんしています。そして,心の中で,「シートベルトさん,今日もわたしたち家ぞくの命を守ってね。」とひとことこえをかけ,きちんとすわって出発しています。



中学生の部 最優秀作 内閣総理大臣賞

急がば回れ

富山県富山市立呉羽中学校

1年 辻野 亜央

これは,私の母がよく運転中に呪文の様に言っている言葉です。

私は,幼い頃から母が運転する車に乗って買い物に出かける事が,とても楽しみでした。

その時よく母が、「いそがばまわれ。」と、言っ

ていたのですが,幼い私には言葉の意味が分からず,何か不思議な呪文の様に思っていました。

小学生になったある日,いつもの通り母と車に乗って買い物に出かけた時のこと,その日のスーパーの駐車場は,入る前からとても混んでいる事がわかりました。駐車場に入る近道は,とても渋滞していて,車の列が出来ていて,自転車や歩行者も通って,とても危険な状態でした。すると母が,「いそがばまわれ。」と,呪文を唱えました。

そして,その渋滞した近道は通らず,もっと先の信号がある所まで行き,そこで曲がりました。

スーパーの駐車場に到着すると母が、「さっきの駐車場に入る道、混んでいたし、自転車や歩行者も通っていて、とても危なかったでしょう。そういう時は無理に近道をしないで、回り道になってもいいから、信号で守られている大きな道を通った方が安全だし、スムーズに到着出来るんだよ。いそがばまわれ。」と、言いました。

そこで 母の急がば回れの意味が 分かりました。 それからは,母と車に乗ると,いつも交通安全 の話をするようになりました。

すると,この「急がば回れ」の呪文は,母が始めたのではなく,私の祖父が母に教えた言葉だという事がわかりました。

昔,祖父も運転中に,母に交通安全について話 をしていたそうです。

例えば、信号が赤信号に変わっても、猛スピードで進んで行く車を見て母に、「あの車、信号無視して危ない思いをして猛スピードで行ったけど、またどこかの信号で止まったりするから、到着時間はお父さん達と5分も変わらないんだよ。もし、5分早く着きたいのなら、5分早く出発する、心にゆとりを持って運転しないとね。」と言いました。

今,その祖父の言葉が母を通して私に伝わって います。

私が運転出来る年齢になるのはまだ先の事ですが、祖父や母から伝えられた交通安全への想いは, 心に刻んでいます。

そして 私もみんなが安心して暮らせるように , 交通安全への想いを将来に伝えていきたいと思い ます。

一般(高校生以上)の部

最優秀作 内閣総理大臣賞

交通事故に遭って

大阪府豊中市 安藤 知明

気付くと,救急車の中だった。

朝食前に,1時間30分ほど歩くことにしている。 その日も5時頃,家を出ていつもの道を辿り,い つもの交差点で青信号を確認し,渡り始めた途端 に車に撥ね飛ばされた。そこまでは覚えていたが, あとは意識障害の状態に陥った。

「気付かれましたね!」

救急隊員に氏名,住所,電話番号などを伝えると,矢継ぎ早に病院や妻に連絡を取ってくれた。 街中を走る救急車は何度も目にしたが,まさか自 分がそれに乗って運ばれるとは想像したこともな かった。

新聞で交通事故の記事を読む度に,いつも気を付けようと気を引き締めていた。信号は青でも左右をよく見たり,なるべく運転手とアイコンタクトを取ったり,横断中は子供のように手を挙げたりと,できる限りの対策を講じていた。そうやって,それまで事故に遭わなかった。

「気を付けていても,事故に遭うときは遭うんだな!」と愚痴ると,妻がポンと私の背中を叩いた。「あなた,甘いわよ。まだまだ対策が十分ではないのじゃありませんか!?」紅茶を飲みながら,妻と話し合った。

「2月の朝5時というと,まだ暗いですよ。白っぱい服装の方が認識されやすいのと違いますか!?」と妻のコメント。

確かにあの朝,紺のジャンパーとジーンズの出で立ちであった。

「そうだな。白っぽいジャンパーとズボンを買うことにしよう」

「それとも,朝食後に歩くようにしてはいかが ですか?明るくなっていますよ」

それも一理あると思った。

朝早いと交通量が少ないこともあって,昼間の時間帯と違って 車のスピードが出ていたりもする。

三ヶ月ほどして痛みも和らぎ、再び歩き始めた。 妻のアドバイスに従い、10時頃から、まずは1時間ほどにした。事故に遭った交差点に来ると、足がすくんだ。渡ろうとしても、足が前へ進まない。 これは無理して渡らない方がいいと判断し、引き返した。

「あなた,それ『トラウマ』って言うのかしらね」妻の素人診断だが,まだ心理的影響が残っているとしか思えなかった。ここはひとつ無理をせず,歩ける所まで歩いて,また戻るようにした。しばらくして,妻も一緒に歩いてくれるようになった。それが安心感につながり,あの交差点も渡れるようになった。交通事故に遭ったのは不幸だったが,安全について多くを学んだのでもあった。



略語一覧

- ・AACN: Advanced Automatic Collision Notification 先進事故自動通報システム
- ・ACN: Automatic Collision Notification 事故自動通報システム
- ・AED: Automated External Defibrillator 自動体外式除細動器
- · AIS: Automatic Identification System 船舶自動識別装置
- · ASV: Advanced Safety Vehicle 先進安全自動車
- ・ATM: Air Tra c Management 航空交通管理
- ・ATS: Automatic Train Stop 自動列車停止装置
- ・AUDIT: Alcohol Use Disorders Identification Test アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト
- ・CARATS: Collaborative Actions for Renovation of Air Tra c Systems 将来の航空交通システムに関する長期ビジョン
- ・DSSS: Driving Safety Support Systems 安全運転支援システム
- ·ELT: Emergency Locator Transmitter 航空機用救命無線機
- ・ETC: Electronic Toll Collection System 電子式料金自動収受システム
- ・FAST: Fast Emergency Vehicle Preemption Systems 現場急行支援システム
- ・GIS: Geographic Information System 地理情報システム
- ・GMDSS: Global Maritime Distress and Safety System 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
- ・GPS: Global Positioning System 全地球測位システム
- ・HELP:Help system for Emergency Life saving and Public safety 緊急通報システム
- ・IAEA: International Atomic Energy Agency 国際原子力機関
- ・ICAO: International Civil Aviation Organization 国際民間航空機関
- ·IMO: International Maritime Organization 国際海事機関
- ・ISASI: International Society of Air Safety Investigators 国際航空事故調査員協会
- ・ISM コード: International Management Code for the Safe Operation of Ship and for Pollution Prevention 国際安全管理規則
- · ISO: International Organization for Standardization 国際標準化機構
- ・IT: Information Technology 情報通信技術
- ・ITS: Intelligent Transport Systems 高度道路交通システム
- ・JASREP: Japanese Ship Reporting System 日本の船位通報制度

- ・LED: Light Emitting Diode 発光ダイオード
- ・東京MOU:Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region アジア太平洋地域におけるPSC の協力体制に関する覚書
- ・NASVA: National Agency for Automotive Safety & Victims Aid 独立行政法人自動車事故対策機構
- ・PICS: Pedestrian Information and Communication Systems 歩行者等支援情報通信システム
- ・PSC: Port State Control 外国船舶の監督
- ・PTPS: Public Transportation Priority Systems 公共車両優先システム
- ・SAR 条約: International Convention on Maritime Search and Rescue , 1979 1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約
- ・SOLAS 条約: International Convention for the Safety of Life at Sea 1974年の海上における人命の安全のための国際条約
- ・STCW 条約: International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978
 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
- ・TDM: Transportation Demand Management 交通需要マネジメント
- ・TSPS: Tra c Signal Prediction Systems 信号情報活用運転支援システム
- ・UTMS: Universal Tra c Management Systems 新交通管理システム
- ・VICS:Vehicle Information and Communication System 道路交通情報通信システム
- ・WAM: Wide Area Multilateration 広域マルチラテレーション

造語等により一部掲載を省略しているものがある。